

令和元年10月15日
九州地方整備局
大分河川国道事務所

平成31年度 災害時協力業者の公募（追加）について

～災害発生時の迅速かつ的確な対応の推進に向けて～

国土交通省大分河川国道事務所では、平成31年度の災害時協力業者を追加公募し協定締結を行います。

国土交通省大分河川国道事務所では、災害時における迅速な被害状況の把握や円滑かつ確実な災害対応を図るため、建設業者等との連携により事前の体制強化を推進していきます。

今回、平成31年度の大分河川国道事務所管内（国道10号、国道210号の直轄管理区間）における冬期に予想される雪氷等の災害時の体制強化に向け、建設業者等に対して、下記により広く協力業者を追加公募し、協力締結を行います。

記

1. 公募期間

令和元年10月15日（火）から令和元年10月28日（月）まで

2. 公募部門

- 大分河川国道事務所
- 災害時等応急対策工事（道路）

3. その他

公募方法等は事務所の掲示板に掲載しています。

【問合せ先】

■大分河川国道事務所電話（代表）097-544-4167

総括保全対策官 ふない としかつ 船井 敏勝（内線308）

道路管理第一課長 とみた つよし 富田 剛史（内線431）

ホームページ：<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>

ツイッター：https://twitter.com/mlit_oita

公 告

平成31年度大分河川国道事務所大分維持出張所管内等における災害時等応急対策工事に関する基本協定（追加）

次のとおり公告します。

令和元年10月15日

九州地方整備局

大分河川国道事務所長 樋口 尚弘

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成31年度大分河川国道事務所大分維持出張所管内等における災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

大分河川国道事務所大分維持出張所管理区間において発生した災害もしくは災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧及び道路啓開に期することを目的として行うものである。

また、大分河川国道事務所大分維持出張所管理区間内外において広域的支援が必要となる場合は、本協定及び災害対策基本法に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定期間

国道10号：大分県別府市大字内竈地先～大分県大分市大字上戸次地先
大分県大分市大字片島地先～大分県大分市大字中判田地先
国道210号：大分県由布市庄内町西地先～大分県大分市大字宮崎地先

(4) 基本協定期間

令和元年12月20日から令和2年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、災害協定締結の実績等を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者を5社程度決定する。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

2 参加資格要件

(1) 予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県内に建設業法上の本店又は支店・営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局における一般土木工事に係るB等級又はC等級、あるいは維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者について

ては、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない者のした申請は、基本協定を締結する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 平成26年4月以降に、元請けとして国、県または市町村等発注の一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績を有すること。
国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
なお、当該実績が九州地方整備局(港湾空港関係は除く。)の発注した一般土木工事又は維持修繕工事に係る実績である場合においては、工事成績通知書の評定点が65点以上であること。
- (7) 緊急業務に対応した体制の確保として災害時に3名以上の1級又は2級土木施工管理技士を確保できること。
- (8) 必要な資材・機材確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。
- (9) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課

電話：097-546-1490(直通)

FAX：097-546-4354

担当：道路管理第一課 課長 富田 剛史 (内線431)

同 道路管理係長 坂本 勝日出 (内線432)

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和元年10月15日(火)から令和元年10月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所：〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課

③交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和元年10月15日(火)から令和元年10月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所：上記4(1)に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領、協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する一般土木工事又は維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の平成31年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- (4) 請負契約を取り交わす時点において、施工業者が法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること。

公 告

平成31年度大分河川国道事務所中津維持出張所管内等における災害時等応急対策工事に関する基本協定（追加）

次のとおり公告します。

令和元年10月15日

九州地方整備局

大分河川国道事務所長 樋口 尚弘

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成31年度大分河川国道事務所中津維持出張所管内等における災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

大分河川国道事務所中津維持出張所管理区間において発生した災害もしくは災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧及び道路啓開に期することを目的として行うものである。

また、大分河川国道事務所中津維持出張所管理区間内外において広域的支援が必要となる場合は、本協定及び災害対策基本法に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定期間

国道10号：大分県中津市三光佐知地先～大分県速見郡日出町大字平道地先
大分県宇佐市大字山下地先～大分県宇佐市大字山本地先

(4) 基本協定期間

令和元年12月20日から令和2年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、災害協定締結の実績等を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者を5社程度決定する。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

2 参加資格要件

(1) 予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県内に建設業法上の本店又は支店・営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局における一般土木工事に係るB等級又はC等級、あるいは維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者につい

ては、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない者のした申請は、基本協定を締結する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 平成26年4月以降に、元請けとして国、県または市町村等発注の一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績を有すること。
国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
なお、当該実績が九州地方整備局(港湾空港関係は除く。)の発注した一般土木工事又は維持修繕工事に係る実績である場合においては、工事成績通知書の評定点が65点以上であること。
- (7) 緊急業務に対応した体制の確保として災害時に3名以上の1級又は2級土木施工管理技士を確保できること。
- (8) 必要な資材・機材確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。
- (9) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課

電話：097-546-1490(直通)

FAX：097-546-4354

担当：道路管理第一課 課長 富田 剛史 (内線431)

同 道路管理係長 坂本 勝日出 (内線432)

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和元年10月15日(火)から令和元年10月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所：〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課

③交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和元年10月15日(火)から令和元年10月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所：上記4(1)に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領、協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する一般土木工事又は維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の平成31年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- (4) 請負契約を取り交わす時点において、施工業者が法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること。

公 告

平成31年度大分河川国道事務所日田国道維持出張所管内等における災害時等
応急対策工事に関する基本協定（追加）

次のとおり公告します。

令和元年10月15日

九州地方整備局

大分河川国道事務所長 樋口 尚弘

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成31年度大分河川国道事務所日田国道維持出張所管内等における災害時等
応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

大分河川国道事務所日田国道維持出張所管理区間において発生した災害もしくは
災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、
並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を
定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧及び道路啓開に期することを目的とし
て行うものである。

また、大分河川国道事務所日田国道維持出張所管理区間内外において広域的支援
が必要となる場合は、本協定及び災害対策基本法に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定期間

国道210号：大分県日田市大字川下地先～大分県由布市湯布院町下湯平地先

(4) 基本協定期間

令和元年12月20日から令和2年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、
災害協定締結の実績等を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者
を10社程度決定する。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請
負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事
を行わないことを付記する。

2 参加資格要件

(1) 予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者で
あること。

(2) 大分県内に建設業法上の本店又は支店・営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局における一般土木工事に係るB等級又はC等級、あるいは維持修
繕工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律
第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平
成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者につい

ては、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない者のした申請は、基本協定を締結する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 平成26年4月以降に、元請けとして国、県または市町村等発注の一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績を有すること。
国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
なお、当該実績が九州地方整備局(港湾空港関係は除く。)の発注した一般土木工事又は維持修繕工事に係る実績である場合においては、工事成績通知書の評定点が65点以上であること。
- (7) 緊急業務に対応した体制の確保として災害時に3名以上の1級又は2級土木施工管理技士を確保できること。
- (8) 必要な資材・機材確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。
- (9) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課

電話：097-546-1490(直通)

FAX：097-546-4354

担当：道路管理第一課 課長 富田 剛史 (内線431)

同 道路管理係長 坂本 勝日出 (内線432)

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和元年10月15日(火)から令和元年10月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所：〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課

③交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和元年10月15日(火)から令和元年10月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所：上記4(1)に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領、協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する一般土木工事又は維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の平成31年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- (4) 請負契約を取り交わす時点において、施工業者が法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること。